

平成29年度久留米市販路開拓人材育成研修会実施業務委託仕様書

1. 委託業務名

平成29年度久留米市販路開拓人材育成研修会実施業務

2. 実施目的

今後、国内市場が縮小していくなか、市内中小企業が持続的な成長を続けるためには、売り上げ向上につながる効率的かつ効果的な販路開拓・拡大が課題となっている一方で、中小企業においては経営資源が限られているため、人材の育成が必要であると認識しつつも、十分に対応できていない状況が多く見受けられる。

このような状況を踏まえ、食品や日用品といった消費財を製造する中小企業ならびに個人事業者を対象に、各社で営業活動を中核的に担う人材の育成を目的とした研修会を実施するもの。

3. 委託期間

契約締結日の翌日から平成30年3月31日まで

4. 実施内容

(1) 研修対象者

中小規模の消費財メーカー（主な対象分野：食品、日用品）の販路開拓担当者ならびに個人事業主を主な対象とする。なお、定員は10名程度とし、研修会期間中の参加者の入れ替えは行わない。

(2) 研修内容

東京、大阪など大消費地に向けた販路開拓・拡大を主眼に置き、百貨店・量販店のバイヤーに対する戦略的な取り組みや商談会における成果を高めるための実践的なカリキュラムとする。なお、講義に加え必要に応じてロールプレイングなども取り入れる。

(3) 研修回数及びテーマ

研修は、5回以上実施するものとする。

研修テーマは、上記の研修対象者及び内容を踏まえて、1回につき1テーマ完結とし、各回異なるテーマで実施する。

(4) 研修会場

久留米市内の交通至便で研修会の開催に適した場所とする。

(5) 研修時間

各回2時間半以上とする。

(6) その他

各回の研修会開催にあわせて、受講者の相談に応じる個別相談会を必要に応じて実施する。なお、対応社数及び時間は、委託者と都度協議する。

5. 委託内容

(1) 調整、準備

受託者は、スケジュールの調整、会場との調整、必要な設備の手配、講義資料の作成等を実施すること。

(2) 参加者募集、申込受付等

受託者は、参加者の募集および申し込みの受付を行う。募集方法は、参加希望者が応募しやすい手続きとすること。

なお、定員を超える応募があった場合は、応募者へ簡易ヒアリングを行い、久留米市と協議したうえで参加者を決定する。

(3) 広報

受託者は、募集に関する印刷物等の作成および配布を行い、対象事業者へ事前周知を図ること。

なお、印刷物の内容は、久留米市と事前協議のうえ決定し、久留米市が最終稿の内容を確認した後に配布すること。

(4) 運営

受託者は、研修会及び相談会の司会、進行管理等を行う。

(5) アンケート

受託者は、アンケートを作成し、研修会各回の終了後すみやかに受講者を対象にアンケート調査を実施し、その結果を必要に応じて研修内容に反映させること。また、研修会が全て終了した後、受講者および受講者が所属する事業所の代表者を対象にアンケート調査を実施すること。アンケートの内容は、久留米市と協議して決定する。

全てのアンケートは、集計、分析した後、電子データで久留米市へ提出すること。

(6) 実施計画書

業務実施にあたっては、業務の概要を示す実施計画書（任意様式）を作成し、久留米市へ事前に提出すること。

(7) 実施報告

受託者は、全ての業務を終了した後、1ヶ月を目途に「業務完了報告書」（任意様式）を作成し、書面および電子データで久留米市へ提出すること。

(8) その他

(1)～(7)のほか、事業実施にあたって必要となる業務。

6. 委託限度額（提案上限額）

1,388,889円（消費税及び地方消費税を含まない）

※上記の金額は、以下の費用を含む。

人件費（講師謝金）、会場費（研修会、相談会）、会場備品借上費、会場装飾費、印刷製本費（チラシ、講義資料等）その他、研修会および相談会を開催するにあたって発生する全ての費用

7. 秘密の保持について

受託者は、本業務を通じて知りえた秘密の第三者への漏えい、資料およびデータの紛失、滅失、毀損、盗難等を防止するために必要な措置を講じなければならない。また、本業務の結果データ等の使用、保存、処分等にあたっては、秘密の保持に十分配慮するとともに、久留米市の指示に従わなければならない。

8. 情報公開および提供

市は提出された提案書等について、久留米市情報公開条例（平成13年9月28日条例第24号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。また、本プロポーザルによる契約締結前において、公正又は適正な候補者選定に影響がでる恐れがある情報については決定後の開示とする。

9. 著作権について

本業務によって生じた成果物の著作権は、久留米市に帰属する。ただし、受託者が受託前から保持する著作物あるいは第三者の著作物の著作権は受託者あるいは第三者に帰属するものとする。

10. その他

本仕様書に関して疑義が生じた事項および本仕様書に定めがない事項は、久留米市と受託者が、都度協議し解決するものとする。

以 上